

# 「食」を活用した地域活性化事業 仕様書

## 1 業務の目的

当市には農産物や海産物及びその加工品、特産品を使ったとりくみなどの「食」にまつわる地域資源が豊富にあるものの、それらが一元化出来ておらず、情報発信の部分において課題が見えている。ついでには、それら地域資源の棚卸・整理（取りまとめ）を実施する事で、今ある地域資源の情報を集約し、地域資源を消費者（市内・外）に対してより効率的かつ強力的にPRする。

また現在進行中の「自転車を活用したまちづくり計画」と連動し「食」と「自転車」を合わせたインセンティブ事業を実施する事によって地域の魅力を再発見する。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 3 事業費

2,904,000円（消費税及び地方消費税を含む、上限額）

## 4 業務の内容

### (1) 食に特化した広報の強化

本市の地域資源を取りまとめた情報を市内外へ幅広く発信するためのwebページの構築。

Webページ作成にあたっては、事業全体を象徴したロゴマークの作成を行うとともに、地域資源に関係が深い、生産者・加工者・飲食店等への取材を実施する。

Webページについては宿毛市公式ホームページ上での作成もしくはリンクできるものとし、容易に操作可能なものとする。

食の地域資源に特化した動画の作成を行う。作成する動画については、ふるさと納税・移住・産業振興・観光振興など幅広い場面で利用する事を目的とする。

### (2) インセンティブ事業の実施

市民自らが地域資源のPRが実施できる動機づけや、近隣の交流人口の拡大を目指すため、インセンティブ事業を行う。内容は（一社）宿毛市観光協会等のレンタサイクル利用者に市内飲食店等で利用できるクーポンの配布事業。合わせてインセンティブ事業賛同店舗へ設置可能な販促物のデザイン及び作成。

### (3) 自由提案

その他、本市の地域資源の発信のために、有効な施策、事業のアイデアなどについて、その専門性、独創性を発揮した提案を行う。

### (4) 業務打合せ

業務着手時、中間、成果品納入時の計3回打合せを必須とし、適時、協議・打合せを行う。なお、着手時の打合せでは業務計画書および行程表を提出するものとする。

## 5 提出書類

契約締結後、受注者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を発注者に直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

### (1) 契約締結後

①業務委託着手届

### (2) 業務完了時（成果品と共に提出するもの）

- ①委託業務完了届
- ②成果品引渡書

## 6 成果品等の提出

- (1) 成果品：パイプファイル 2部・電子媒体（CD-ROM） 2部
  - ・業務報告書
  - ・事業PR用webページ等
  - ・インセンティブ事業店へ設置可能な販促物・ノベルティグッズ等なお、業務報告書には、業務過程の資料等をまとめて記載すること。

## 7 成果品の著作権

- (1) 著作物
  - 納品された計画書及び二次的著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は宿毛市に帰属する。
- (2) 第三者への使用許諾
  - 第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、宿毛市が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
  - ①著作物にかかる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉・処理は受託者が行う事とし、その経費は受託料に含まれるものとする。
  - ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
  - ③報告書に地図データ等を使用する場合は、権利が宿毛市に帰属するよう調製すること。
  - ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
  - ⑤著作権の取扱いについては、ここに記載のない事項については、宿毛市と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 8 留意事項

成果品に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

## 9 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、宿毛市の許可なく第三者にもらしたり、他の目的に使用してはならない。

## 10 その他

業務の実施にあたっては、宿毛市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様にない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。